

楽寿荘短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書

楽寿荘短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1. 事業の目的 社会福祉法人楽寿会が開設する楽寿荘短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）は適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び利用者の心身の機能の維持改善ならびに利用者の家族の介護負担軽減を図ることを目的とする。
 2. 運営方針 事業所は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活の世話、心身の機能の改善、健康管理等のサービスを提供し利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、地域や家庭との連携を重視し、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービス提供事業者と連携したサービスの提供に努める。
 3. 施設の概要
 - (1) 利用者の方がたに可能な限り在宅で自立した生活が出来るよう食事、入浴、排泄等の介護及び必要とする日常生活上の世話を行う施設です。利用される方の状態にあわせ機能訓練も行います。

（特別養護老人ホーム楽寿荘併設）
 - (2) 介護保険制度で要介護1から介護度5までの方が該当します。
 - (3) 施設の名称 楽寿荘短期入所生活介護事業所
 - (4) 施設の所在地 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1
 - (5) 電話番号 0246-32-6381
 - (6) 施設長（管理者） 佐藤 英介
 - (7) 入所定員 20人
 - (8) 通常の送迎の実施地域 いわき市平（草野地域）・四倉・久ノ浜町（田之網地域）

4. 居室の概要

当施設では原則として2人部屋ですが利用者の心身の状況により居室を変更することがあります。

5. 職員の配置状況及び職務内容

施設長	1名（兼務）事業所全般を統括・管理
医師	1名（非常勤）利用者の健康管理・診療
生活相談員	3名（兼務）利用者の相談援助業務
介護支援専門員	5名（兼務）施設ケア計画の作成・管理
介護職員	48名（兼務）利用者の生活介護業務
機能訓練指導員	1名（専任）機能訓練サービス業務
看護職員（機能訓練指導員兼務）	6名（兼務）利用者の看護・診療の補助・機能訓練業務
管理栄養士	3名（兼務）利用者の栄養指導・給食業務
調理員	6名（兼務）利用者の給食業務
事務員	2名（兼務）事務業務

6. サービスの利用料金

- （1） 介護保険給付対象となるサービス規程料金は負担割合証に応じた割合です。
- （2） それ以外の場合は全額自己負担となります。
- （3） 理美容代 理美容を月1回施設にて実施いたします。

【料金】 散髪+顔剃り 2,500円 散髪のみ 2,000円 顔剃りのみ 1,500円

※居室で施行される場合は一律2,500円になります。

(4) 料金表 1 日あたり

(単位 円)

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
① 併設型短期入所生活介護費 (Ⅱ)		603	672	745	815	887
② サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		22				
③ 機能訓練体制加算		12				
④ 介護職員等処遇改善加算 (①+②+③の 140/1000)		89	99	109	119	129
⑤ サービス利用料にか かる自己負担(①から④ の合算額)	1 割負担	726	805	888	968	1,050
	2 割負担	1,452	1,610	1,776	1,936	2,100
	3 割負担	2,178	2,414	2,664	2,904	3,150
・送迎にかかる費用		184 円(1 回あたり)				
・食費		朝 465 円 昼 500 円 夕 480 円 (1 泊 2 日 4 食、昼・夕・朝・昼)				
・滞在費		915 円 (1 日あたり)				

但し、食費、滞在費について負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載されている負担限度額とする。

7. サービスの概要

- (1) 食事 管理栄養士の立てる献立表によりの栄養、身体状況、嗜好等を考慮した給食を提供します。

(2) 食事時間	朝食 7時30分	昼食 11時45分	夕食 17時00分
----------	----------	-----------	-----------

- (3) 入浴 入浴又は清拭を行います。
- (4) 排泄介助 排泄の自力を促すため身体能力を活用した援助を行います。
- (5) 健康管理 看護師や嘱託医師が健康管理にあたります。
- (6) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 松尾会 松尾病院
所在地	いわき市平字新田前2番地の5
診療科	内科 脳神経外科 整形外科 神経内科 頭痛外来 脊椎外来 歯科

上記の医療機関での診療を強制するものではありません。

- (7) その他の自立支援 ねたきり防止のための離床、清潔で快適な生活のための援助を実施します。

8. 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合は、健康、生命を第一に必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先等ご家族の方に速やかに連絡すると共に事故原因、内容等を調査し報告いたします。事業者の責めに帰すべき理由による事故発生の場合は損害を賠償するとともに事故発生した場合には保険者（いわき市）へ連絡いたします。

9. 緊急時の対応

利用者の心身に緊急の事態が生じた場合は、緊急連絡先によりご家族に速やかに連絡するとともに主治医に連絡をとり指示を仰ぐなどの対応をいたします。

10. 非常災害対策

地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する具体的計画を事前に立案、自動火災報知機、スプリンクラー設備等の法的設備を完備し、消防計画、緊急時対応 マニュアル等により、利用者の生命を第一に、避難、誘導の対応をします。

1 1. 感染症対策

当事業所は、感染症の発生及び蔓延等に備え、定期的な委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修、訓練を行います。

1 2. 業務継続計画（BCP）に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「BCP」という。）を策定すると共に、当該 BCP に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3. 事故発生時の対応

利用者に関わる事故が発生した場合は、健康、生命を第一に必要な処置を講ずるほか 緊急連絡先等ご家族の方、保険者（いわき市）に速やかに連絡するとともに、事故原因、事故状況、内容等を調査し報告いたします。事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し、その損害を賠償いたします。

1 4. 高齢者虐待防止法の推進

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- （１） 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- （２） 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- （３） 成年後見制度の利用を支援します。
- （４） 苦情解決体制を整備しています。
- （５） 定期的に虐待防止対策を検討する委員会を開催し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- （６） 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者 佐藤英介

15. 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束の更なる適正化を図る観点から、以下の内容に留意します。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ないません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 苦情処理の方法

- (1) 利用者又はその家族は、提供されたサービス等に苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応窓口を設置するとともに、苦情が生じた場合には、速やか且つ誠実に対応致します。

苦情受付担当者	植田 進
苦情解決責任者	佐藤 英介
電 話	0246-32-6381
F A X	0246-32-6382

いわき市高齢福祉課 0246-22-7467

福島県運営適正化委員会 024-523-2943

国民健康保険団体連合会 024-528-0040

第三者委員

氏名	連 絡 先	電話番号
佐藤和子	いわき市四倉町上柳生字宮下 28	0246-33-2967
村井 弘	いわき市四倉町字西二丁目 5-10	0246-32-6605

※福祉サービス第三者評価（外部評価） 未実施

17. その他の事項

- (1) 諸般の事情を考慮して代理人をお願いしております。
- (2) 当施設ではリスク管理の視点から各種安全対策を講じておりますが、ご利用者の心身の状態等予期しない事態により、転倒・骨折・誤嚥などの不可抗力による状況や突然死に至る可能性がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

説 明 確 認

【説明日 令和 年 月 日】

サービスの内容について、上記により重要事項を説明いたしました。

事業者 (事業者名) 楽寿荘短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホーム楽寿荘併設）

施設長 佐藤 英介

(現 在 地) いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1

(電話番号) 0246 (32) 6381

(説明者名)

【同意日 令和 年 月 日】

サービスの内容について、上記のとおり説明を受け、この契約内容等を承知しました。

利用者 (住 所)

(氏 名)

(代 筆)

(続柄)

私は契約書及び本書面により、楽寿荘ショートステイについての重要事項の説明を受け、この契約内容等を承知しました。

契約後、事業所側から受ける説明、各種情報等につきましては全て代表者である私を通じて行うことに同意するとともに、私の責任において一切貴事業所にご迷惑をお掛けしない事をお約束致します。

家族代表者 (住 所)

(または代理人)

(氏 名)